

定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用料金表

<介護保険要介護利用者のみ対象>

*以下の利用料金は、負担割合が1割の方が対象で、負担割合が2～3割の方は2～3倍の料金となります。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（一体型） 1ヶ月利用料金

※1ヶ月の包括料金で訪問回数や訪問時間での料金変更はありません

要介護度	訪問看護を行わない場合	訪問看護を行う場合
要介護1	5,680円	8,287円
要介護2	10,138円	12,946円
要介護3	16,833円	19,762円
要介護4	21,293円	24,361円
要介護5	25,752円	29,512円

○利用料金の減算

※通所サービス（デイサービス・デイケア）利用日の減算料金

要介護度	訪問看護を行わない場合	訪問看護を行う場合
要介護1	62円	91円
要介護2	111円	141円
要介護3	184円	216円
要介護4	233円	266円
要介護5	281円	322円

※短期入所（ショート）利用日数は、日割り計算して利用日数を減額但し、退所日は減額されない

初回加算 *ご利用者がサービス利用を開始した日から、または、30日を越える入院後のサービス利用を開始した日から、30日以内の期間について1日につき1回の加算を行う	30円/日
特別管理加算（Ⅰ）※訪問看護併用利用の場合のみ 【対象となるご利用者】 ①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている方 ②在宅気管切開患者指導管理を受けている方 ③気管カニューレを使用されている方 ④留置カテーテルを使用されている方	500円/月

特別管理加算（Ⅱ）※訪問看護併用利用の場合のみ ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方 ②人工肛門または人工膀胱を設置している方 ③真皮を越える褥瘡状態にある方 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方	250円／月
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）※訪問看護併用利用の場合のみ *ご利用者またはご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、ご利用者の同意を得て計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合	290円／月
ターミナルケア加算※訪問看護併用利用の場合のみ *在宅で死亡したご利用者について、死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	2,000円/月
総合マネジメント体制強化加算 *総合的に、ご利用者の状況変化に応じて多職種協同で部位時適切に計画の見直しを行っていること、および地域に開かれたサービスとなるように地域との連携を図り病院や施設に具体的なサービス内容等について日常的に情報提供を行っている場合	1,000円/月
退院時共同指導加算 *病院、診療所または介護老人保健施設に入院中または入所中の方が退院または退所にあたり、入院患者ご本人またはご家族の同意を得て、主治医等と連携して看護師が在宅生活における必要な指導を行った場合	600円 (2回に限る)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ *指定基準を満たす事業所の届けがある場合	640円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) *介護職員の処遇改善（賃金、雇用管理、労働環境改善等）に取り組んでいる事業所の届けがある場合	利用料金に13.7%乗じた料金
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) *介護職員等の処遇改善（賃金、雇用管理、労働環境改善等）に取り組んでいる事業所の届けがある場合	利用料金に6.3%乗じた料金

その他の利用

物品提供費 *オムツ等の看護、介護材料	実費
死後の処置料	10,000円
キャンセル料 *訪問時間1時間前までにお休みのご連絡がない場合	200円/回
交通費 *事業所から15km以上の訪問	200円/回